

議案第29号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 下記の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 国民年金保険料の追納に要する資金の貸付金債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる貸付金債権に係る未償還の元本の額の合計
金3,277,000円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが死亡し、債務者らの遺族から当該貸付金の債務の
免除の申出があったため

	債務者名	未償還の元本の額
1	本田 春子	金131,460円
2	吉形 忠男	金309,690円
3	亀井 重雄	金230,240円
4	岡本 玉江	金306,480円
5	谷 環恵	金646,870円
6	原田 郁也	金372,160円
7	万代 佳廣	金517,050円
8	杉谷 隆志	金763,050円

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った国民年金保険料の追納に要する資金の貸付けに係る各債務者に対する貸付金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。